

[論文]

ドイツにおける負債・資本の区分の動向

—人的会社および協同組合を中心として—

青 木 隆

〈目 次〉	I	はじめに
	II	人的会社および協同組合に対する IAS 第32号の適用
	III	人的会社および協同組合に対する損失吸収アプローチの適用
	IV	むすび

I はじめに

周知の通り、金融商品を中心とした貸借対照表の貸方区分の問題は、アメリカ財務会計基準審議会(FASB)および国際会計基準審議会(IASB)による共同のコンバージェンス・プロジェクト(convergence project)として検討されている。その途中経過として、一方でFASBは2007年11月に予備的見解(PV)を公表し、他方でIASBは、IAS第32号について数次の改訂を経て、2008年2月の改訂に至っている。また、欧州財務報告アドバイザー・グループ(EFRAG)の欧州における事前会計活動(PAAinE)が、ドイツ会計基準委員会(DSR)などと共同で、貸借対照表の貸方区分に関する討議資料(DP)を公表している。そこでは特に、代替的な資本区分(Kapitalabgrenzung)の出発点として損失吸収アプローチ(loss absorption approach)について検討されている。ただし、これらの議論は最終的な結論に至っておらず、長期的に議論されることが示されている。

これに関連して、ドイツ会計基準委員会のワーキング・グループのメンバーであるヴェトゲ(Jörg Baetge)がヘネルト(Timo Haenelt)との共同研究において、IAS第32号および損失吸収アプローチについて検討している。そこでは、特にドイツにおいて非資本会社(Nicht-Kapitalgesellschaften)の典型である人的商事会社(Personenhandelsgesellschaften)および協同組合(Genossenschaften)に対する自己資本(Eigenkapital)の表示が、IAS第32号によるIFRSの決算書(IFRS-Abschluss)において可能であるかどうかについて検討している。

この小論では、ヴェトゲおよびヘネルトの見解を概観することを通じて、いわゆる株式会社を典型とする資本会社(Kapitalgesellschaften)以外の会社形態における、貸借対照表の貸方区分の動向と課題について考察する。

II 人的会社および協同組合に対するIAS第32号の適用

1 IAS第32号(2003年改訂版)の適用

IAS第32号が2003年に改訂された当時、金融商品における自己資本と他人資本(Fremdkapital)の区分には、いわゆる決済アプローチ(settlement approach)が採用されていた¹⁾。したがって、金融商品の発行者にとって支払義務が存在せず、当該発行者が支払を回避する無条件の権利が存在する、またはその支払が発行者の自由裁量において存在する場合には、いつでも自己資本が存在することになると解される。これに関して、金融商品の所有者が発行者に対して有する支払請求権が、個々に権利行使されるのではなく、共同でのみ権利行使可能であるならば、当該金融商品は自己資本として表示される。つまり、金融商品の所有者が、個々に権利行使を表明(解約告知—Kündigung)することによって、その払込(Einlage)を会社に返還請求できないことが、自己資本分類の要件になると解される。

この要件は資本会社にとって妥当であると考えられる。例えば株式会社(Aktiengesellschaften)は、株主総会において資本払戻(Kapitalrückzahlungen)または配当(Ausschüttungen)が株主の集団的な決議に基づく(株式法第119条第1項第6号)ものであり、原則として会社に対する個々の支払請求権は、個々の出資者に認められていない²⁾。しかし非資本会社の場合、人的商事会社は民法上、社員(Gesellschaftern)に対して個々に契約上変更不能な解約告知権(Kündigungsrecht)が認められている(民法第723条)。解約告知により、社員は商法第131条第3項の任意規定により会社から脱退する(ausscheiden)。その際に、脱退する社員の持分は当該会社に残留する社員に帰属し、脱退する社員はそれに対する補償(Abzufindung)を受ける(商法第105条第3項に関連して民法第738条)。法律上の解約告知権およびそれによる会社にとっての潜在的な払戻義務に基づいて、社員の払込(Gesellschaftereinlagen)は、いわゆる売付可能金融商品(puttable instruments)として、IFRS決算書において他人資本と

1) この区分は、当該金融商品により発行者にとって義務が生じるのか、または支払資金を引き渡すか、もしくは当該金融商品を潜在的に不利な条件下で交換しなくてはならないかが基準となっている(IAS第32号パラグラフ16A)。

2) IAS第32号パラグラフA13参照。

して表示されると解される。また協同組合の組合員の債権(Geschäftsguthaben)も、組合員が変更不能な解約告知権を有しているため、IFRS 決算書において他人資本として表示されると解される(協同組合法第65条第1項)³⁾。

IFRS 決算書において解約可能な社員の払込は、他人資本においてその補償額(Abfindungsbetrag)で評価すべきであり、その後の期間において再評価すべきであると解される。この補償請求権(Abfindungsanspruch)は、持分に応じた(anteilig)企業の公正価値で測定し(商法第105条第3項もしくは第161条第2項と関連して民法第738条)、その変動はIFRS 決算書において基本的に成果作用的(ergebniswirksam)に受け取られなければならない。しかし、そこからは以下の矛盾が生じると解される。つまり、企業の経営が良好であればあるほど、収益状態の写像はますます悪化する結果となるのである。これは、上昇する企業価値に結び付けられる補償請求権の増大が、費用に作用して損益計算書(GuV)に記帳されるからである。また、すべての金融商品が解約可能である限り、その企業の自己資本はゼロもしくはマイナスになる可能性があり、社員への配当が費用として認識されることになると解される⁴⁾。

このように、貸借対照表作成企業の財産状態、財政状態および収益状態(Vermögens-, Finanz-, und Ertragslage; VFE-Lage)に基づくIFRSの資本区分(IFRS-Kapitalabgrenzung)は、経済的に問題を有する場合がある。それは貸借対照表の読者にとって、貸借対照表分析による企業の経済的状況の評価にあたって、貸借対照表項目である自己資本に特別な重要性を有しているからである。自己資本比率や自己資本利益率に代表されるように、これによって資本コストや与信に重要な影響を及ぼすと考えられるのである⁵⁾。

2 IAS 第32号(2008年改訂版)の適用

(1) 自己資本要件の概要

IAS 第32号は2003年の改訂版において、解約可能な金融商品が他人資本に区分される問題が生じた。これに対応して、IAS 第32号は2006年の公開草案を経て2008年に改訂された。そこでは、いわゆる修正アプローチ(revised approach)として、解約可能な金融商品を自己資本に分類するための要件が示されている。それは以下のとおりである⁶⁾。

- ① 発行企業の清算時に、解約可能な金融商品の所有者は、持分に応じた純財産価値を請求する権利が与えられる(IAS 第32号パラグラフ16A(a))。
- ② 解約可能な金融商品が、最劣後として、企業の純財産に対して権利が請求されうる資本クラスに属している(IAS 第32号パラグラフ16A(b))。
- ③ 最劣後の資本クラスのすべての解約可能な金融商品は、同等に構成されなければならない(IAS 第32号パラグラフ16A(c))。
- ④ 金融商品の取戻しに対する企業の義務を除いて、所有者がその解約告知権を行使する場合、解約可能な金融商品によって、企業に対するこれ以外の義務は存在しないことが必要である(IAS 第32号パラグラフ16A(d))。
- ⑤ 解約可能な金融商品の予測される支払の流れは、その有効期間中に実質的に以下に基づかなければならない(IAS 第32号パラグラフ16A(e))。
 - a) 年度業績(利益または損失)
 - b) 純財産の帳簿価値の変動(認識される純資産の変動)
 - c) 企業価値の変動(認識される純資産および認識されない純資産の公正価値の変動)

3) ただし、協同組合は最低資本を拘束し(協同組合法第8a条)、脱退する組合員の分割請求権(Auseinandersetzungsanspruch)の際の特定の制限を行う(協同組合法第16条)ことが可能である。したがって、IFRIC 第2号「協同事業体における構成員の持分および同様の金融商品」を用いた債権は、最低資本額においてまたはそのすべてにおいて、IFRS 決算書において自己資本として分類される場合がある(Jörg Baetge und Timo Haenelt, *Kritische Würdigung der Kapitalabgrenzung im IFRS-Abschluss und Darstellung des alternative Loss Absorption Approach der EFRAG und des DSR*, Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht 2-3/2008年)。

4) これは以下の理由による。すなわち債務が企業価値の額で表示される一方で、積極側に会社の全財産が表示され得ず(例えば自己創設のれんまたはそれ自体作り出された無形の財産部分)、または表示される財産価値は例外なく公正価値で評価されないからであると解される(Jörg Baetge und Timo Haenelt, 前掲論文注3、301ページ)。

5) Jörg Baetge und Timo Haenelt, 前掲論文注3、298-302ページ。

6) IAS32パラグラフ16A, 16B, Jörg Baetge und Timo Haenelt, 前掲論文注3、302-303ページ, Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/Timo Haenelt, *Die Bilanzierung des gesellschaftsrechtlichen Eigenkapitals von Nicht-Kapitalgesellschaften nach der novellierten Kapitalabgrenzung des IAS32(rev.2008)*, Der Betrieb Heft28/29 vom 18.7.2008年、1518-1519ページ参照。

⑥ これ以外の金融商品（または契約上の義務）が存在せず、その支払の流れは実質的に年度業績、純財産の帳簿価値の変動または企業価値の変動に依存し、その結果、解約可能な金融商品の所有者の請求権は、固定化または制限されない(IAS 第32号パラグラフ16B)。

このように、それまでの決済アプローチからいわゆる所有アプローチ(ownership approach)に重点がシフトしている。ただし、IFRSの資本区分体系の基本構造は、2008年の改訂により変化していないと解され、決済アプローチは捨象されているわけではない。これによって、自己資本金融商品が永続的金融商品(perpetual instruments)および所有金融商品(ownership instruments)の2つのカテゴリーでIFRS決算書において表示される(所有・決済アプローチ—ownership-settlement approach)⁷⁾。

(2) 人的商事会社への適用

① 合名会社

会社の清算時に、解約可能な金融商品の所有者に、その持分に応じた純財産価値が帰属するという自己資本の要件は、原則としてドイツの非資本会社に対して満たされると解される。同様に社員の払込は、最劣後(nachrangigste)で会社の純財産に対する権利が請求される資本クラスに属する。このため、IAS 第32号パラグラフ16A(b)の自己資本の要件も、IFRS決算書における合名会社(offene Handelsgesellschaften)に関する会社法上の自己資本(gesellschaftsrechtliche Eigenkapital)の分類と矛盾しないと解される。

すべての金融商品が最劣後の資本クラスにおいて、同等に構成されなければならないという自己資本の要件との関連で、IAS 第32号パラグラフ16A(c)において挙げられる解約可能性および補償請求権の算定方法などによって、この基準はもっぱら金融上の構成のメルクマール(Gestaltungsmerkmale)に関係することが明らかにされる。この理由から、個々の社員に対して異なって構成された情報権(Informationsrechte)は、IFRS決算書におけるその社員の払込に関する自己資本分類を妨げないと解

される。

ただし、例えば人的商事会社である合名会社が、IAS 第32号の規定に従って、IFRS決算書において自己資本として分類すべき享益権(Genussrecht)⁸⁾を発行すると仮定する。その結果、享益権と並んで今後社員の払込も自己資本としてIFRS決算書に表示すべきか否かという問題がある。さしあたり、合名会社の会社法上の自己資本も享益権も最劣後の資本クラスにあることを保持すべきであると解される。しかし、最劣後の資本クラスにおける金融商品は同等に構成されない。つまり、解約可能な社員の払込(kündbare Gesellschaftereinlagen)と解約不能な享益権(unkündbares Genussrecht)は対立関係にある。したがって、自己資本の要件である解約可能な金融商品の同等な構成(IAF 第32号パラグラフ16A(c))は満たされない。

この理由から、享益権は今後も自己資本に表示すべきであり、会社法上の自己資本は、IFRS決算書において自己資本として認められないと解される。しかしながら、享益権の取り決めが規定を含み、それによって解約可能な金融商品が享益権に対して劣後的となる場合、もっぱら解約可能な金融商品は最劣後の資本クラスにある。したがって、当該金融商品は享益権と並んで自己資本としてIFRS決算書に表示すべきであると解される。

さらなる自己資本の要件として、解約可能な金融商品の取戻しに対する企業の義務と並んで、解約告知権者が権利行使時に、企業にとってその他の金融義務の不存在が必要である(IAF 第32号パラグラフ16A(d))。これに関連して、ドイツの人的商事会社の場合に商法上の損益が直接社員に帰属して、同時に利益が個々の社員から引き出されうること認める、商法第120条および第122条第1項の規定は検討すべきであると解される。ただし、IAS 第32号パラグラフ16A(d)の意味において、会社法上における社員の利益持分(Gewinnanteile)は、その他の契約上の義務として解釈すべきである。しかしながら、商法第120条および第122条は任意規定(商法第109条)であるため、商法上の利益計算は社員総会(Gesellschafterversammlung)の決議によりなされう。その結果、利

7) Jörg Baetge und Timo Haenelt, 前掲論文注3、302-304ページ、Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/ Timo Haenelt, 前掲論文注6、1518-1519ページ。

8) ドイツにおける享益権については、以下の文献を参照。五十嵐邦正「ドイツにおける享益権の会計処理」『商学集志』(日本大学商学研究会) 第75巻第2号、2005年9月、29-47ページ。

益持分は直接社員に帰属されず、それゆえ IAS 第32号によるその他の契約上の義務は存在しない。この場合において、自己資本表示とは矛盾しないと解される。ただし、IAS 第32号パラグラフ16A(d)によるその他の金融義務が存在する限り、解約可能な金融商品は、すべて他人資本として IFRS 決算書に分類すべきであると解される。

これに関して、人的商事会社の脱退社員が、企業の持分に応じた公正価値で補償されるならば、金融商品の支払の流れは、直接的に企業の持分に応じた経済的な業績 (ökonomischen Performance) に対応する⁹⁾。人的商事会社の場合、企業の持分に応じた公正価値に対する補償は、商法第105条第3項および民法第738条により、法律上認められる通常のケースである。この場合において、自己資本の条件を満たすと解される (IAS 第32号パラグラフ16A(e))。しかし、定款においてさまざまな補償条項 (Abfindungsklauseln) が存在し、それにより脱退する社員の補償を制限し、簡素化に対して特定の計算方法が固定化される場合がある。例えば、定款において帳簿価値補償 (Buchwertabfindung) または収益価値と帳簿価値との差額の補償 (Abfindungen zwischen Ertrags- und Buchwert) が固定化される。これには、以下の論拠があるとされる¹⁰⁾。

- ・社員の脱退にもかかわらず企業の存続を保证するための資本調達および支払能力の確保
- ・費用のかさまない評価意見 (kein kostspieliges Bewertungsgutachten) を提供させるようにしなければならないための簡素化の理由
- ・脱退する社員と残留する社員との間の対立の回避

したがって、IAS 第32号のパラグラフ16A(e)にあるように、脱退社員が持分に応じた企業価値に対してではなく、持分に応じた帳簿価値に対して補償されるのであれば、会社法上の自己資本分類はドイツにおける人的商事

会社にも適用可能である。この理由から、帳簿価値での補償は原則的に、IFRS 決算書における社員の払込に関する自己資本分類に対して問題はないと解される。しかしながら、社員の払込の自己資本分類に対して、帳簿価値の補償は IFRS 決算書において強制的に (zwingend) 算定されなければならないことを顧慮すべきである¹¹⁾。商法上の帳簿価値に対する説明は、IAS 第32号 (2008年改訂版) によりはっきりと認められていないと解される。

どのような補償条項が定款上取り決められるかに関係なく、ドイツの会社法による脱退制限が無制限に認められるのではない。これは、法律上の適切なコントロール下にあることを顧慮すべきであると解される。例えば、脱退制限はそれほど広範囲に及ばないため、それは経済的に法律に反する解約告知制限に通じる (民法第723条第3項、商法第133条第3項)。ドイツ連邦裁判所 (BGH) により、補足する契約の説明 (ergänzenden Vertragsauslegung) によって、脱退する社員の利害と残留する社員の利害との十分な考慮が行われる。ただしその場合、当初の社員の意思により、民法第738条による補償の制限が意図されたことが顧慮され得ない。これにより、補足する契約の説明の際、補償額は残留する社員と脱退する社員との公平な調整 (fairer Ausgleich) により明らかとなる。

しかし、それは原則として企業の持分に応じた公正価値に合致しない。それに関連して、ドイツにおける人的商事会社の社員の払込に関する支払の流れが、補償条項の性質に関係なく、実質的に企業の業績に依存することを確認すべきである。したがって、脱退する社員に将来 IFRS の帳簿価値に基づく補償を認めることは必要不可欠である。これは、IAS 第32号における修正アプローチの自己資本の要件を満たすべきであると解される¹²⁾。

② 合資会社

合資会社 (Kommanditgesellschaften) の場合、IFRS 決

9) 配当によって補償請求権の対応額、すなわち企業の持分に応じた公正価値が減少する。資本引渡期間中に、利益配当と持分に応じた公正価値が対応するため、定義にしたがって厳密に企業の持分に応じた経済上の業績と対応する (Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/ Timo Haenelt, 前掲論文注 6、1519ページ参照)。

10) Wolf-Dieter Hoffmann/Norbert Lüdenbach, *Die Neuregelung des IASB zum Eigenkapital bei Personengesellschaften*, Der Betrieb, Heft34, vom 25.08.2006年、1798ページ。

11) IAS 第32号パラグラフ AG14E 参照。

12) Jörg Baetge und Timo Haenelt, 前掲論文注 3、304-306ページ、Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/ Timo Haenelt, 前掲論文注 6、1519-1520ページ。

算書における自己資本の分類については、修正アプローチに関する2つの要件を検討すべきであると解される。

1つは、解約可能な金融商品の所有者は、発行企業の清算時に、その持分に応じた純財産価値を請求する権利が与えられなければならない(IAS 第32号パラグラフ16A(a))。合資会社において無限責任社員(Komplementär)は、清算時に合資会社の払込の費消によって残る負債をもっぱら負担しなければならない。修正アプローチでは清算純財産がマイナスである状況が考察されないため、合資会社に関する会社法上の自己資本は、IAS 第32号の自己資本の要件を満たすことになると解される。

もう1つは、自己資本分類に関する最劣後の資本クラスの解約可能な金融商品は、同等に構成されなければならない(IAS 第32号パラグラフ16A(c))。合資会社の場合、無限責任社員は有限責任社員(Kommanditist)とは対照的に経営管理権限(Geschäftsführungsbefugnis)を有している(商法第114条)。このため、一致した構成およびIFRS 決算書における合資会社の払込の自己資本表示が不可能となる。しかし修正アプローチにより、自己資本の要件が主として解約可能な金融商品の、金融上の構成のメルクマールにあてはまることが明確にされる。したがって、合資会社の払込の自己資本分類に関して問題とはならないと解される。

さらに、IAS 第32号パラグラフ AG14G において、ドイツにおいて広まっている法形態である有限会社および合資会社にとって、無限責任社員としての役割を果たす有限会社が存在する。当該有限会社が払込を行わず、単に無限責任の引き受けに対して報酬を受け取る場合、この状況は会社法上の自己資本が、IFRS 決算書における自己資本分類と矛盾しないと解される。なぜならば、無限責任の引き受けに対する報酬は、払込と結び付けられないと見なされているからである。さもなければ、最劣後の資本クラスの解約可能な金融商品が同等に構成されなければならないという、自己資本の要件に反すると解される(IAS 第32号パラグラフ16A(c))¹³⁾。

(3) 協同組合

原則として、協同組合の組合員に関する債権の自己資本分類は、IFRIC 第2号「協同事業体における構成員の

持分および同様の金融商品」に関連して、IAS 第32号(2003年改訂版)により、IAS 第32号の改訂によって変化しないことをさしあたり保持すべきであると解される。それに加えて、IAS 第32号(2008年改訂版)によって、追加的に解約可能な金融商品を、IFRS 決算書において自己資本として表示することも許されないと解される。債権が自己資本として分類すべきかどうかは、この理由から、単に協同組合が過去において、IFRS 決算書における自己資本が示されていない場合に吟味すべきであるに過ぎない。そのような場合において、追加されたIAS 第32号(2008年改訂版)の批判的な自己資本要件は、債権の支払の流れが実質的に年度業績、純財産の帳簿価値の変動または企業価値の変動のいずれかに依存するかどうかである(IAS 第32号パラグラフ16A(e))。

協同組合の場合、脱退する組合員の補償請求権は債権と並んで、特別に構成される利益準備金(speziell gebildeten Ergebnissrücklage)に対する持分も含みうる。しかし、そのほかに法定準備金(gesetzlichen Rücklagen)に対する参加は認められない(協同組合法第73条第2項および第3項)。配当される、または利益準備金に組み入れられる年度業績の構成要素は、解約可能な金融商品の支払の流れを、協同組合の持分に応じた会計上の業績(buchhalterischen Performance)に適合させる。しかし、協同組合の組合員の補償請求権は、支払不能な法定準備金によって、協同組合の自己資本の持分に応じた帳簿価値に劣後する。したがって、法定準備金が重要であるならば、協同組合の債権はIFRS 決算書において自己資本として分類することはできないと解される。

協同組合の規約において、利益準備金の設定が予定されていないのであれば、協同組合の組合員に対して年度業績の連続した主要な部分(fortlaufend wesentliche Teile des Jahresergebnisses)が配当される場合に、IAS 第32号における自己資本の要件が満たされることになる。したがって、協同組合の組合員は当該協同組合の業績に実質的に参加すると解される。しかしながら、そのことはIAS 第32号においては十分に示されておらず、協同組合の会計上の業績に潜在的に参加可能であるに過ぎない。IAS 第32号のパラグラフ16A(e)により、金融商品の予測される支払の流れに強制的に適合されると解される。

13) Jörg Baetge und Timo Haenelt, 前掲論文注3、306-307ページ、Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/ Timo Haenelt, 前掲論文注6、1520-1521ページ。

また、協同組合の留保政策(Thesaurierungspolitik)は事前に決定されていない。したがって、どのように債権の分類の時点に必要な証拠、つまり将来の配当政策により、会計上の業績への実質的な参加が保証されていることがもたらされるのか明確ではない。さらに、資本提供の期間が協同組合の支配から引き離されるにもかかわらず、資本提供の期間による配当と分割資産(Auseinandersetzungsguthaben)の状況は、協同組合の業績への実質的な参加に対して決定する。それは、有効期間が長ければ長いほど、金融商品の支払の流れが実質的に会計上の業績から決定することに対して配当がますます重要であるからである¹⁴⁾。

3 非資本会社に対する修正アプローチ適用の問題点
結果において、修正アプローチを用いた人的商事会社に関する会社法上の自己資本は、原則的に自己資本としてIFRS決算書に表示されることが維持されるべきである。しかしながら、協同組合にとってIFRSの資本区分の追加は、債権がIFRIC第2号と関連してIAS第32号(2003年改訂版)により、すでに自己資本として示されていない限り、IFRS決算書における債権の自己資本分類を導かない。しかし、これに対して規則上、定款が変更されなければならない。それは、これまで一般的な諸契約により帳簿価値の補償は、主として商法上の規定により請求されるからである。これについて、IFRS決算書における社員払込の自己資本分類に対して、帳簿価値の補償はIFRSの規定によって請求されなければならない。協同組合に対してIAS第32号の改訂は、IFRS決算書における債権の自己資本分類に至らないと解される。

IAS第32号の追加に関連して、IAS第1号パラグラフ136Aによる追加的な言明が規定される。自己資本として分類される解約可能な金融商品にとって、注記において金融商品の払戻しの場合に予想される支払資金の流出が挙げられるべきである。会社清算時に売付可能金融商品の潜在的な解約告知の影響は、財務諸表の読者に伝えるべきであると解される。なぜならば、IFRS決算書にお

る自己資本は原則として財務資金の譲渡に対する会社の義務を含まないからである(IAS第1号パラグラフBC100B)。自己資本分類により、特定の解約可能な金融商品は、不利に履行される例外的な事情にかかわる問題であるにすぎない。

ただし、非資本会社の企業持分に対して活発な市場は存在せず、それゆえ企業の公正価値に対する価格形成について、費用のかかるのと同時に不確実な割引キャッシュ・フロー計算を用いて算定すべきと解される。なぜならば、割引キャッシュ・フロー計算を用いた企業価値の算定の際に、企業の将来のキャッシュ・フローが信頼性をもって評価されるであろうし、利率が任意の形式で決定される(されうる)からである。実務において、この前提条件は規則的に満たされない。この理由から、この言明の意思決定有用性は批判的に評価すべきであると解される。

解約可能な金融商品に関する条件付の自己資本表示は、単に不利に履行される例外的な状況にかかわる問題にすぎない。そのため追加的にIFRSの個別決算書における解約可能な金融商品に関する、場合によっては起こりうる分類がIFRSのKonzernabschluss(Konzernabschluss)に転用されえないことを顧慮するべきであると解される(IAS第32号パラグラフAG29A)。したがって、Konzernの連結の範囲に非資本会社の法形態における子会社が属し、かつ、この会社のすべての持分が親会社で維持されない場合、少数持分は—IAS第32号(2008年改訂版)の自己資本の諸条件が満たされるか否かに関係なく—IFRSのKonzernabschlussにおいて他人資本として表示すべきであると解される¹⁵⁾。

III 人的会社および協同組合に対する損失吸収アプローチの適用

1 損失吸収アプローチの基本的な考え方¹⁶⁾

企業の財産状態、財政状態および収益状態の写像(VFE-Lage)に対する自己資本区分および他人資本区分

14) Jörg Baetge und Timo Haenelt, 前掲論文注3、307–308ページ、Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/ Timo Haenelt, 前掲論文注6、1521ページ。

15) Jörg Baetge und Timo Haenelt, 前掲論文注3、308ページ、Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/ Timo Haenelt, 前掲論文注6、1521–1522ページ。

16) 損失吸収アプローチに対する検討については拙稿「欧州における負債・持分の区分に関する動向と課題」『中央学院大学商経論叢』第25巻第2号、2011年3月を参照。

の重要性に基づいて、“負債および持分”の長期的なコンバージェンス・プロジェクトが存在する。これに対して、EFRAGはDSRと共同で、代替的な資本区分体系である損失吸収アプローチを提案している。これにより、EFRAGおよびDSRは、目的適的な資本区分の展開に積極的に関与している。その結果、彼らはその“負債および持分”プロジェクトに追加する考え方に関する論述について、FASBやIASBといった会計基準設定者の基準設定に資する情報を提供するとされている。

IASBの見解では、自己資本提供者の情報の関心を満たすIFRS決算書は、同時に他の多くのIFRS決算書の読者グループの情報要求を満たすと解される。自己資本提供者はその際、とりわけ資本提供のチャンスとリスクについての情報に関心を有している。企業にリスク資本を提供する自己資本提供者は、資本報酬や払戻請求権を有している。ただし、それは企業の展開に依存している。したがって、それらの請求権が、発生する損失により相殺され、それに応じて減少される。これによって、自己資本提供者は当該企業の損失を引き受けることになる。それゆえ、リスク資本により企業の継続が保証され、それ以外の資本提供者の支払請求権が保護されることになる。自己資本提供者がこのようなリスクを引受け、これに対して補償的に、企業の成果およびその価値上昇に関与するチャンスを有すると考えられる。このような考え方は、IASBおよびFASBの考え方と同様に、資本区分体系に対する適切な考え方に関する基礎であると解される。

損失吸収アプローチにより金融商品は、その評価の際に、もっぱらその契約条件に基づいて自己資本または他人資本として分類すべきであると解される（改訂DPパラグラフ4.22）。金融商品の資本分類は、それに関連して基本的に他の金融商品の資本分類に左右されない（改訂DPパラグラフ4.25）。ただし、いくつかの金融商品の場合、資本提供者は考えられる多様な契約形態により、事情によっては企業の損失を、全額その資本提供額で負担する必要はない（部分的なリスク資本）。理念的な自己

資本または他人資本に明確に分類されえないような金融商品、いわゆるメザニン金融商品は、損失吸収アプローチにより自己資本または他人資本の構成要素に分解すべきである（分割会計—split accounting；改訂DPパラグラフ4.36）。自己資本の構成要素の額は資本提供の額によって決まり、それにより企業の損失は最大限負担される。分割会計によって、リスク資本の全額は自己資本として年度決算書に表示されることが確保される。

しかし、損失吸収アプローチにより、別々の金融商品が特定の諸条件下で統合されなければならない（連繋—linkage）、それに関連してストラチャリングの機会（structuring opportunities）が減少される（改訂DPパラグラフ4.31）。2つの金融商品の統合（連繋）は、損失吸収アプローチによって他人資本として分類される金融商品が、2つの部分の金融商品に分割されたときに必要である。その結果、一方の部分金融商品は、損失吸収アプローチの自己資本の諸条件を満たすのに対して、他方の部分金融商品が構成されるため、これにより自己資本分類に対して最初の部分金融商品の必要な変更が補われる。そのようなストラチャリングの機会を回避するために、2つの金融商品は以下の時に統合（連繋）されなければならないと解される¹⁷⁾。

- ① これが契約上の1つの取り決めに属すること。
- ② 統合される同じキャッシュ・フローが、単一の構造の金融商品のように示す。
- ③ 単一の構造の金融商品が貸借対照表に表示されるときと同じように、金融商品の別々の貸借対照表表示が他の自己資本表示を導く。

損失吸収アプローチは、それによる資本区分の際、リスク資本、すなわち企業の損失を引き受ける資本は決算書において自己資本として分類されるに過ぎない¹⁸⁾。

17) Jörg Baetge und Timo Haenelt, 前掲論文注3、315ページ

18) ただし“リスク”概念に関して、文献において統一的な概念理解は存在しないと解される。一方で、リスクは広義に解釈され、予想される支払の拡散（可変性）と同等に扱われ、その結果、期待値からのマイナスの差異もプラスの差異も認識される。他方で、“リスク”概念は狭義に解釈され、それによってマイナスの差異のみが認識される。狭義の概念解釈の場合、プラスの差異は別個にチャンス（便益）として呼ばれる（改訂DPパラグラフ3.8）。フレームワークにおいて、広義の概念解釈（“リスク資本”）も狭義の概念解釈（“投資に内在するリスク”および“配当を支払う事業体の能力”）も明らかとなる。改訂された討議資料において、“チャンス”および“リスク”という用語はフレームワークおよびリスクとチャンスの狭義の概念解釈に基づいている（改訂

2 人的商事会社に対する損失吸収アプローチの適用
 人的商事会社の場合、社員はその払込額に依存して、持分に応じて当該企業の損失を引き受ける。その際、当該損失は直接的に当該社員の払込と相殺される（商法第120条第2項および第167条第3項）。社員の解約告知は規定上、会社の解散ではなく社員の脱退を導くものであり、社員は脱退の時点で補償されるべきである（民法第738条および商法第131条第3項）。企業の持分に応じた公正価値での補償は、法律上認められる通常のケースである（民法第738条および商法第105条第3項）。

しかし実務上、定款においてさまざまな補償条項が明らかとなり、それによって、脱退する社員の補償請求権はその持分に応じた帳簿価値に制限される。ただし制限された補償請求権の場合、固定額ではなく請求権に関わる問題であり、それは一般的に企業の展開に依存して、その際に企業の損失が適切に考慮にいれられる。人的商事会社の清算の場合において、そのつど企業に対するその持分に応じた純財産価値は社員に帰属する（商法第155条第1項）。

その結果、人的商事会社の社員は会社の損失を適切に引き受けることが可能であり、損失吸収アプローチによって社員の払込は自己資本として分類すべきであると解される¹⁹⁾。

3 協同組合に対する損失吸収アプローチの適用

協同組合の組合員の債権は、実際上行われる払込および認められる利益持分から生じ、起こりうる持分に応じた損失によって減少する。債権は協同組合法第73条第2項により、組合員が脱退の際に協同組合に行使しうる義務的な補償請求権である。規約により、脱退する組合員に、持分に応じた利益準備金の支払請求権も追加的に認められうる（協同組合法第73条第3項）。

協同組合の潜在的な損失は、組合員の債権により相殺され、追加的に損失負担に対する協同組合の準備金も用意できている。このため、損失吸収アプローチにより協同組合に関する会社法上の自己資本は、リスク資本とし

て自己資本に分類すべきであると解される²⁰⁾。

4 損失吸収アプローチに対する検討

自己資本提供者は、とりわけその資本提供のチャンスとリスクについての情報に関心を有している。すなわち企業の資本構造について、そのつど他の資本提供者の支払請求権の性質および順位についての情報に関心を有している。損失吸収アプローチにより、自己資本と他人資本の区分の際、支払請求権の性質も順位も考慮に入れる。

それは以下の理由による。1つには、理念的な自己資本基準(idealtypische Eigenkapitalkriterium)である損失負担により、資本区分の際の支払請求権の性質、すなわち支払請求権が企業の展開に依存するか否かを顧慮するからである。もう1つには、この基準により同時に、資本区分の際の支払請求権の順位を取り入れられるからである。それは、損失を引き受ける資本は、基本的に他の固定した支払請求権に対して劣後的であるからである。したがって、損失吸収アプローチにより財務諸表の読者に、企業の資本構造に関する意思決定に有用な情報が伝達されると解される。

経営経済学の文献において、自己資本のメルクマールと並んで自己資本の機能(Eigenkapitalfunktionen)も、金融商品に関する自己資本の類似性の程度の決定に対して適用される²¹⁾。しかし自己資本機能は、典型的な自己資本のメルクマール(Merkmale des typischen Eigenkapitals)に基づいて、つまり損失吸収アプローチの場合に損失負担によって記述されうる。このため、自己資本と他人資本の区分に対する自己資本機能は必要ではないと解される。それとともに、自己資本機能の利用の有用性は、とりわけ自己資本提供者に関する義務および権利(リスクおよびチャンス)の体系的な明確化において、より高度に抽象的な局面にある。この局面で、損失吸収アプローチにしたがった資本区分による主要な自己資本機能は、責任機能(Haftungsfunktion)および損失負担機能(Verlustausgleichfunktion)のように、たしかにパラレルに考慮にいれられる。しかしながら、自己資本

DP パラグラフ3.10)。

19) Jörg Baetge und Timo Haenelt、前掲論文注3、318ページ。

20) Jörg Baetge und Timo Haenelt、前掲論文注3、318-319ページ。

21) 自己資本の機能については Kampmann, Helga, *Die Kapitalstruktur der Unternehmung in der handelsrechtlichen Rechnungslegung: Ökonomische Theorie des Bilanzrechts und Prinzipien der Bilanzierung einfacher und hybrider Kapitalformen*, Bielefeld, 2001年、134-139ページ参照。

区分に対して考慮にいれられなければならない必要がないことが保持されうると解される。

また、損失吸収アプローチにより、会社法上の自己資本は、選択された法形態に関係なく自己資本として分類される。この理由から、その資本区分が損失吸収アプローチにより、追加的に納得のいく有用な考え方に基づく場合に、損失吸収アプローチを用いて適切であると同時に、法形態に関係ない資本区分が保証される。例えば、共同の支払請求権と個々の支払請求権との複雑な区別を放棄する。これはIAS第32号とは対照的であると解される。

さらに、損失吸収アプローチにしたがった、原則に指向した資本区分により、損失吸収アプローチによる資本区分の際に唯一の区分基準だけが基礎となるため、ストラクチャリングの機会は減少する。それとともに、貸借対照表の二区分シエマ(dichotome Bilanzschema)に対する資本クラスの多くは存在せず、自己資本と他人資本だけとなる。複数の資本区分基準の場合、すなわち、より多くの基準上の資本区分規定の高度な複雑性(höhere Komplexität)によって、自己資本と他人資本との間の不十分な精度の分割(unzureichend trennscharfe Aufteilung)が行われる。それとともに、特定の金融商品がわずかに見通すことができる状態の場合に、自己資本が表示される。それによって、リスク引受を擬制するだけであるにもかかわらず、実際に実現しないリスクが内在すると解される。

損失吸収アプローチにより、資本区分基準である損失負担が、現にある払戻請求権にも関連するため、これ以外のストラクチャリングの機会は減少する。そうでなければ、現にある損失を暫定的にでも引き受けることによって、資本提供者はリスク引受を装い得るだけに過ぎない。しかし、同時に完全に額面額での払戻請求権が資本提供者の、利息を含めた資本提供に属している。

損失吸収アプローチによって、理念的な自己資本と理念的な他人資本との境界線が傾向上、理念的な自己資本に近いところで引かれることが認められる。自己資本に関する同質性に対する要求は、他人資本に対するそれよりも高く、その結果、否定的に区分される資本クラスとしての他人資本が異質に構成される残額を表示する。これは、以下の理由で目的適格的である。つまり、貸借対照表上の自己資本に対して一般的に認められるシグナル効果に基づいて、企業の継続性に対する保証として、貸

借対照表上の他人資本に対するよりも高い同質性が要求されるからである。

ストラクチャリングの機会を減少させるために、損失吸収アプローチの際に分割会計および連繋の適用が必要不可欠である。しかしながら、EFRAGおよびDSRはさらに、企業が実務においてどのようにこの考え方を適用するのかといった、具体的な適用指針を展開すると考えられる。FASBおよびIASBが、負債および持分プロジェクトにおいて損失吸収アプローチを取り入れるべきである場合には、EFRAGおよびDSRからそのような適用指針が展開されるべきであろうと解される。

さらに、EFRAGおよびDSRは、コンツェルン決算書(Konzernabschluss)において、損失吸収アプローチをどのように適用すべきかについて明らかにしていない。基本的にコンツェルン決算書において、個別決算書(Einzelabschluss)の自己資本区分と他人資本区分は変わらずに維持されうると解される。このケースにおいて、個別決算書の局面でストラクチャリングの機会は、時として連繋の考え方によって阻止される。ただし、コンツェルン会計におけるそのような考え方を欠いて、損失吸収アプローチによって他人資本として分類される金融商品は2つに分割され、いくつかのコンツェルン会社によって保持されうる。そのうち一方の金融商品がその際に構成され、これにより損失吸収アプローチの自己資本の要件を満たすと解される。その結果、他方の金融商品が構成され、これにより自己資本分類にとって必要不可欠な、一方の金融商品の変更が補われる。したがって、変更されない自己資本区分および他人資本区分は、貸借対照表を作成する企業にとって著しいストラクチャリングの機会を有すると解される。

そのようなストラクチャリングの機会の回避に対して、資本区分はコンツェルン決算書の局面に合わせて、そのつど新しく行われなければならないと解される。この方法は、連繋の考え方の包括的な様式と並んで、コンツェルンの局面で、追加的に損失吸収アプローチによるコンツェルン決算書において、子会社の利益準備金をどのように分類すべきであるのかという問題を提起させると解される。それは、子会社の利益準備金により兄弟会社(Tochtergesellschaften)の損失が引き受けられることができないからである。それにもかかわらず、子会社の利益準備金はコンツェルンの局面での損失吸収アプロ

ちに相当した適合を除いて、コンツェルン決算書において自己資本として示されると解される。しかし、そのような表示は、貸借対照表の読者に、子会社の利益準備金によってもコンツェルンのすべての損失が引き受けられると解釈されることになると考えられる。

IV むすび

以上のことから、以下の諸点を指摘することができる。

第1に、2008年のIAS第32号の改訂に伴う修正アプローチによって、ドイツにおいて非資本会社における会社法上の自己資本がIFRS決算書上、原則的に自己資本として表示されうると解される。ただし、この修正アプローチの適用によって変更されるIFRSの資本区分規定は、未だに暫定的な解決策としての側面を有するに過ぎない。それは、IAS第32号（2008年改訂版）により目的適合的でない資本区分体系、すなわち粗探しの例外的事態が生じているからであると解される。

第2に、合名会社において、解約可能な社員の払込と自己資本に分類すべき解約不能な享益権が同時に存在するケースにおいて、前者が後者に対して劣後的になる場合に、両者はともにIFRS決算書において自己資本として表示される。両者は、ともに最劣後の資本クラスに位置づけられていると解されている。しかし、このまま両者を自己資本として表示することは、最劣後の資本クラスにおける金融商品は同等に構成されなければならないという、自己資本要件を満たさないことになる。当該享益権が自己資本としての性格を有している場合、社員の払込が当該享益権に劣後する場合に限って、両者の自己資本としての並置を認めているものと解される。ただしこの場合、自己資本の要件を満たすと解されるのであれば、両者は形式的に異なっても、実質的には同様の構成であるとの解釈が考えられる。しかし、両者の間には優先劣後関係が成立していると解されるため、両者を自己資本として並置することの妥当性を検討する余地があると考えられる。これに関しては、自己資本の区分を細分化し、貸借対照表の貸方を形式二区分、実質三区分と解釈することも可能であると考えられる。

第3に、損失吸収アプローチは資本会社のみならず、非資本会社に対しても、ストラクチャリングの機会に伴うリスクの減少のように、基本的に意思決定に有用な

資本区分案として評価されている。つまり、損失吸収アプローチによって、会社法上の自己資本は法形態の種類に関係なく自己資本として分類されることになる。それにより、企業の財産状態、財政状態および収益状態(VFE-Lage)の写像に対する、自己資本区分と他人資本区分の重要性およびIFRS決算書における自己資本区分の問題に関連する。その結果、損失吸収アプローチが目的適合的な資本区分の展開に積極的に関与し、コンバージェンス・プロジェクトに対して有用な考え方となっている。ただし、EFRAGおよびDSRはコンツェルン決算書において、損失吸収アプローチをどのように適用するのかについて明確に示していない。これについては、とりわけ子会社の利益準備金の取り扱いについて、さらなる検討が必要であると考えられる。

第4に、損失吸収アプローチによりストラクチャリングの機会が減少し、その結果、貸借対照表の貸方は自己資本および他人資本のみが存在することになる。さらに、自己資本と他人資本との区分において、他人資本よりも自己資本に対してその同質性を強く求めている。これについては、これまでの貸借対照表の貸方二区分説とは対照的であると解される。つまり、他人資本を一義的に、自己資本を二義的に区分してきたこれまでの二区分ではなく、自己資本を一義的に認識する二区分であると考えられる。

人的商事会社および協同組合といった、非資本会社に対する自己資本および他人資本の区分は、修正アプローチによるIAS第32号（2008年改訂版）により、一部の例外を除いて目的適合的な資本区分がなされていると解される。ただし、これは最終的な結論ではない。長期的な議論の中で、法形態の種類を問わずに目的適合的な資本区分がなされる損失吸収アプローチは、さらなる検討の余地があると解される。

〈参考文献〉

- EFRAG, PAAinE, Discussion Paper, *Distinguishing Between Liabilities and Equity*, 2008.
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, 1985. (平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(改訂新版)、中央経済社、1994年)

- FASB, Exposure Draft, *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, 2000.
- FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.150, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, 2003.
- FASB, Milestone Draft, *Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments*, 2005.
- FASB, Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, 2007.
- International Accounting Standards Board, IAS32 Financial Instruments: *Disclosure and Presentation*, 2003.
- IASB, Exposure Draft of proposed Amendments to IAS 32 *Financial Instruments: Presentation and IAS 1 Presentation of Financial Statements: Financial Instruments Puttable at Fair Value and Obligation Arising on Liquidation*, 2006.
- IASB, Amendments to IAS32 *Financial Instruments: Presentation and IAS1 Presentation of Financial Statements, Puttable Financial Instruments and Obligation Arising on Liquidation*, 2008.
- Jörg Baetge/Hans-Jügen Kirsch/Stefan Thiele, *Bilanzen 11., aktualisierte Auflage*, IDW, Düsseldorf, 2011.
- Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/ Timo Haenelt, Die Bilanzierung des gesellschaftsrechtlichen Eigenkapitals von Nicht-Kapitalgesellschaften nach der novellierten Kapitalabgrenzung des IAS32 (rev.2008), *Der Betrieb* Heft28/29 vom 18.7.2008.
- Jörg Baetge und Timo Haenelt, Kritische Würdigung der Kapitalabgrenzung im IFRS-Abschluss und Darstellung des alternative Loss Absorption Approach der EFRAG und des DSR, *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht* 2-3/2008.
- Kampmann, Helga and Schmidt, Martin, *Distinguishing Between Equity and Liabilities –A View on FASB's and IASB's Approach* (August 19, 2008). Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1238071>.
- Kampmann, Helga, *Die Kapitalstruktur der Unternehmung in der handelsrechtlichen Rechnungslegung: Ökonomische Theorie des Bilanzrechts und Prinzipien der Bilanzierung einfacher und hybrider Kapitalformen*, Bielefeld, 2001.
- Thiele, Stefan, Das Eigenkapital im handelsrechtlichen Jahresabschluss, Düsseldorf, 1998.
- Wolf-Dieter Hoffmann/Norbert Lüdenbach, Die Neuregelung des IASB zum Eigenkapital bei Personengesellschaften, *Der Betrieb*, Heft34, vom 25.08.2006.
- 青木隆「負債・資本区分に関する動向と課題」『会計』第169巻第3号、2006年3月。
- 青木隆「ドイツにおける自己資本の特質」『商学集志』（日本大学商学研究会）第76巻第4号、2007年3月。
- 青木隆「金融商品に関する負債・持分の区分」『会計学研究』（日本大学）第22号、2008年3月。
- 青木隆「金融商品をめぐる負債・持分の区分—FASBとIASBの比較検討」『会計論叢』（明治大学専門職大学院会計専門職研究科）第5号、2010年3月。
- 青木隆「欧州における負債・持分の区分の動向」『中央学院大学商経論叢』第25巻第2号、2011年3月。
- 秋坂朝則「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」『金融研究』（日本銀行金融研究所）2009年3月。
- 五十嵐邦正著『資本会計制度論』森山書店、2008年。
- 池田幸典「負債と資本の区分」石川鉄郎・北村敬子編著『資本会計の課題—純資産の部の導入と会計処理をめぐって』中央経済社、2008年。
- 今福愛志・田中建二「負債と資本の区分再考」『企業会計』2001年9月
- 梶田龍三「負債と資本の区分の会計問題」『会計』2003年2月。
- 川村義則「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』2004年6月。
- 古賀智敏「売建プット・オプションと負債・資本の区分」古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求』中央経済社、2003年。
- 田中建二著『金融商品会計』新世社、2007年。
- 徳賀芳弘「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』2003年7月。
- 日本大学商学部商学・会計学研究所編『資本とはなにか—現代商学と資本概念』日本評論社、2008年。
- 野口晃弘著『条件付新株発行の会計』白桃書房、2004年。
- 村田英治「会計等式の意義」『会計』2009年9月。
- 山田純平『資本会計の基礎概念—負債・持分の識別と企業再編会計』中央経済社、2012年。